

研究発表 抄録集

日本ヒューマンリレーション研究学会 第6回大会
(2026年2月23日 於: 安田女子大学)

高齢者の運転免許返納に関する一考察

～高齢者は免許を返納すべきか？

○村岡 潔

(岡山商科大学法学部・京都府立医科大学医学生命倫理学)

1. 目的

本研究の目的は、高齢者の運転免許返納が本当に交通事故の削減に有効であるのか、またその政策的妥当性について再検討することである。社会的に注目されやすい高齢者の事故報道に対して、年齢別の交通事故率や地方の交通事情、さらに自動車の構造的問題をふまえて、多角的に検討を行う。特に、運転者個人の責任に加え、自動車メーカーなど製造者側の責任についても考察する。

2. 方法

本研究では以下の2つの視点から検討を行った。

- (1) **高齢者ドライバーの交通事故統計に基づく分析：**年齢別事故率に注目し、高齢者が本当に他の世代よりもリスクが高いかを確認する。
- (2) **自動車製品の安全設計に関する検討：PL法(製造物責任法)**や既存の事故事例を参考し、高齢者による事故の一因とされる「アクセルとブレーキの踏み間違い」などが、製品の設計上の問題である可能性について論じた。

分析には次のようなリソースを用いた。(注)の1)～6)

3. 結果

分析の結果、以下の事実が確認された：

- ①年齢別の交通事故率は、10代～20代の若年層の方が高齢者よりも明確に高い傾向が見られる。
- ②高齢者の事故は報道で強調されやすく、実際の統計と印象との間にギャップがある。
- ③地方都市や農村部では、公共交通機関が乏しいため、高齢者が自家用車に依存せざるを得ない現状がある。そのため都市部と比較して免許返納率が低くなっている。
- ④「アクセルとブレーキの踏み間違い」が原因とされる事故は、自動車の設計に起因する部分も大きく、1980年代の米国や1990年代の日本においてもすでに問題視されていたが現代でも抜本的な改善がなされていない。
- ⑤現行の市販車の多くが、必要以上に高速度(120km/h以上)を出せる仕様となっており、高齢者向けの安全性能が不十分である。
- ⑥自動車の速度を制限すれば事故の重症度は大きく下がるとされ実際にドイツ・ケルン市等では住宅街や高齢者施設周辺を「時速30kmゾーン」として運用中である。日本でも一部の市(埼玉県川口市等)で同様の試みがある。

4. 考察

□高齢者の運転を危険視し、免許返納を促す社会的風潮には、構造的な問題が潜んでいると考えられる。特定の層(高齢者、精神障害者など)を事故の「原因」として過剰に取り上げる傾向は、社会学で言う「犠牲者非難イデオロギー」(注7)に類似している。このような視点では、事故の背景にある構造的・制度的要因(例：車の設計、安全基準、交通インフラ)に目が向かず、問題解決にはつながらない。

□特に、自動車が高齢者の身体的特性に適応して設計されておらず、事故を引き起こしやすい仕様のままであることは、製品責任(PL法)の観点からも重大である。おもちゃや遊具にさえ高い安全性が求められている現代において、自動車に関しては安全設計が不十分なまま放置されているのは大きな課題である。

また、免許返納によって高齢者の移動手段が断たれ、生活の質が著しく低下することは、都市部では見落とされがちだが、地方部では深刻な問題である。免許返納による事故防止効果についても、現時点では統計的に有意な成果が十分に示されていない。

4. 結論

高齢者に対する一律の免許返納の推奨は、実態を十分にふまえた政策とは言い難い。事故原因を個人の責任のみに帰すのではなく、自動車の設計・製造者責任や制度設計にも目を向ける必要がある。

特に「踏み間違い」や過剰なスピード設計などの構造的欠陥が放置されたままである点は見過ごすべきではない。今後、自動運転技術の普及が進むとしても、車両構造の理解や適切な使用が前提となるため、運転免許証の意義は依然として残る。従って、現段階での高齢者の免許返納推進は、時期尚早であり、より根本的な安全対策の実施が先決である。

(注)参考文献：

- 1)弁護士 Jp ニュース：“高齢ドライバー”「交通事故多い」イメージは誤解 2)内閣府 HP；
- 3)統計表&自動運転：警察庁 website
- 4)厚生統計協会『厚生の指標』2023年版
- 5)John Whitelegg：“Critical Mass: Transport, Environment and Society in the Twenty-first Century, Pluto Press, London, 1997
- 6)生成AI検索：ChatGPT&Gemini 利用
- 7)村岡潔「病の利他性に関する一考察—犠牲者非難イデオロギー対代理苦イデオロギー」『医学哲学医学倫理』第19号、2001年